

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は毎年減少しており、平成 17 年に 19,870 人あった人口は、平成 27 年には 16,264 人と、約 3,600 人減少している。現状の人口動態が今後も続いた場合、国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の推計方法を基に推計すると、平成 52 年には 9,549 人まで減少すると見込まれている。

一方、老年人口が総人口に占める割合は、年少人口の減少と反比例して年々増加し、平成 27 年に年少人口 10.6%・老年人口 38.0%であるのに対し、平成 52 年には年少人口 8.4%・老年人口 50.3%と、超少子高齢化となると予測され、生産年齢人口が総人口に占める割合も、平成 52 年には 41.3%まで減少すると見込まれている。

平成 12 年の就業人口比率における産業構造では、第 1 次産業が 14.8%、第 2 次産業が 36.4%、第 3 次産業が 48.9%の割合となっているが、平成 27 年では、第 1 次産業が 14.5%と微減、第 2 次産業は 26.4%と大幅に減少し、第 3 次産業が 59.1%と大幅に増加している。現在の本町の産業構造は、第 2 次産業、第 3 次産業に従事している者の割合が 8 割を超えている。

平成 21 年と平成 26 年の従業員数と事業所数を比較すると、従業員数は 8,301 人から 7,703 人に減少し、減少率は 7.2%となっている。また、事業所数は 1,330 から 1,180 に減少している。

本町の中小企業者は、ほぼすべてが小規模事業者であり、その中で製造業に限定してみると、平成 18 年度に 66 社あった事業所が、平成 25 年度には 45 社にまで大幅に減少し、これに連動して製造品出荷額も 50%近く減少している。この減少の大きな要因としては、平成 20 年のリーマンショックに端を発した世界的な経済危機や、平成 23 年に起こった東日本大震災があげられるが、近年は安定した国内景気と好調な海外需要を背景に、町内の製造事業者も製造品目によってばらつきはあるものの、比較的好調な生産状況となっている。しかし、生産設備の老朽化や後継者・働き手の不足などの懸念材料が、今後の業績改善の足かせとなる可能性は大きく、それは町内の中小企業者全体の懸案事項でもある。

南会津管内の雇用情勢は、リーマンショックの時期にかなり厳しい状況となって以降、東日本大震災と新潟福島豪雨災害、さらには平成 27 年の関東東北豪雨災害に関連する復興特需や日本経済の好転によって大きく改善している。当時 0.39 倍だった有効求人倍率は、右肩上がりで見直しを続け、平成 28 年度には 1.91 倍にまで達し、現在は復興特需にも終息観がみえ始めているものの、依然として働き手が不足している状況は続いている。しかしながら、ほぼ全ての業種で求人数が求職者数を大きく上回る状況が続いており、「医療・福祉」「介護」が該当する「サービスの職

業」や「生産工程の職業」「建設・採掘の職業」などでは特に顕著となっている。

町の基盤産業である農業においては後継者不足が深刻化し、優良農地の維持管理が困難になり、遊休農地や耕作放棄地が増加することが危惧され、林業においても、担い手不足による林業生産活動や木材産業の停滞、さらには森林の荒廃などが懸念される。

製造業や建設業等の第二次産業においても同様に、従業員の中心的年代は50代であり、40代30代と従業員数は減少し、20代に至っては50代の半数以下となっており、ものづくりの後継者育成が急務となっている。

さらに、人口の減少は消費者の減少に直結するため、人口減少に伴い地域経済が衰退し、それが産業や雇用環境を悪化させ、さらなる人口流出を引き起こすという負の連鎖に陥る危険性が大である。

国全体においても、少子高齢化と人口減少に歯止めをかける道筋が見えない状況の中、どれだけその減少速度を遅らせるかが町の課題となっている。

## (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、町内の中小企業者に先端設備等の導入を促すことで、雇用を維持しつつ自らの製品やサービスの品質向上、生産性の効率化などの効果が期待できることから、その導入を促進し、地域経済の活性化を図る。これを実現するための目標として、本計画の計画期間内における先端設備等導入計画の認定数が、年間5件以上となることを目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

町内の産業は、農業、建設業、製造業、卸売業、小売業、サービス業等の多様な産業が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を広範囲に支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

平成18年に近隣の1町3村が合併して生まれた本町は、東京23区を上回る広大な面積を有し、各種産業の事業所が町村合併前のそれぞれのエリアに点在して立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする地域は町内全域とする。

## (2) 対象業種・事業

町内の産業は、農業、建設業、製造業、卸売業、小売業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの業種で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、幅広い取組を促すため、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業全てを対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

次の項目に該当するものについては、それぞれの観点から先端設備等導入計画の認定の対象から除外する。

- ①雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組や事業。
- ②公序良俗に反する取組や事業、反社会勢力との関係が認められるもの。
- ③町税及びその他町への納入金を滞納している者。（特段の事情があると認められる場合を除く。）